

「小網代近郊緑地保全区域」の指定の考え方について



西南方向から保全区域全体を眺める。(平成 17 年 5 月神奈川県撮影)

三浦半島は市街地に近接するいくつかのまとまった緑地や海岸から成るゾーンで、首都圏にあって生物多様性に富んだ緑地でもあり、多数の歴史的資源が存在し、人と自然のふれあいの場や良好な景観を提供している。

当該地域は、宅地化等の都市的な土地利用に関する圧力がある三浦半島において、良質な自然環境をまとまりのある形で残している首都圏近郊の貴重な近郊緑地であり、地域住民等の環境保全活動を背景として、首都圏住民等により秩序ある自然観察等が行われる場所ともなっている。また、関東地方としては唯一、水系を軸に森林、湿地、干潟及び海が自然状態でまとまった完結した集水域でもあり、希少種を含む貴重な生態系を形成している。

このように、当該地域は首都圏の広域的な緑地体系において極めて重要性が高く、まとまった規模の緑地であるため、今回、当該地域を近郊緑地保全区域（以下「保全区域」という。）に指定し、首都圏レベルでの広域的観点から当該緑地の適切な保全を図るものである。

1. 保全区域の指定基準について

首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年 6 月 30 日法律第 101 号。以下「法」という。）第 1 条及び第 2 条第 2 項、第 3 条第 1 項の趣旨を踏まえ、保全区域の指定基準を整理すると以下のとおりとなる。

保全区域は次の①及び②の要件を満たすものとする。

- ①近郊整備地帯内の緑地であって、樹林地、水辺地もしくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、もしくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これら

と一体となって、良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているもの

- ②無秩序な市街化のおそれが大であり、かつ、その保全によって首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域

当該地域における保全区域の指定にあたっては、法の趣旨を踏まえた上記指定基準を遵守し、これに基づいて行うものである。

2. 小網代地域における緑地の評価

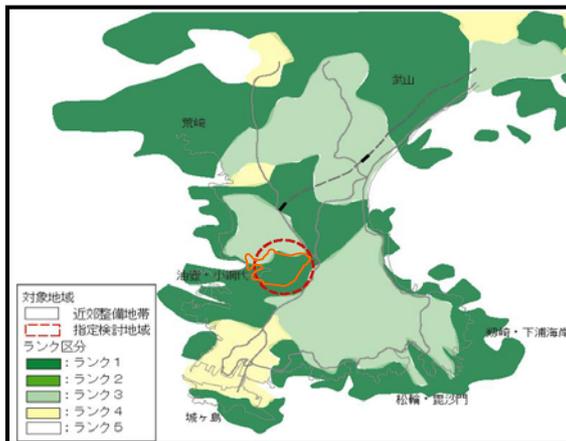
当該地域を保全区域に指定するにあたり、上記指定基準と照らし合わせて「A. 良好な自然環境の形成」の状態、「B. 住民の健全な心身の保持及び増進への寄与」度、「C. 公害若しくは災害の防止」機能、「D. 市街化のおそれ」の度合い、の4つの観点から当該地域の緑地を評価するものとする。

A. 良好な自然環境の形成の状態

(1) 首都圏から見た広域的な評価

三浦半島は、首都圏の南西部で唯一の大規模な緑地や農地、変化に富む岩礁や干潟等の自然海岸から成り、多様な生態系を形成している地域である。

<生物多様性保全の場提供機能の評価図※>



※地形（大地、丘陵等）、植生及び土地利用（樹林帯、農地、市街地等）によって、生物出現率の想定評価を広域的に行ったもの

ランク	生物出現率
1	50%以上
2	40~50%
3	25~40%
4	10~25%
5	10%未満

資料：首都圏の自然環境データベース作成に関する検討調査（平成14年、国土交通省）

(2) 区域の自然環境に関する特徴

当該地域は、水系を軸に、森・湿地・干潟・海の自然がつながる集水域の生態系が自然状態のままで維持されている首都圏で唯一の緑地であり、希少種を含む約1300種の多種多様な動植物種が生息生育する等、良好な自然環境を形成している。

○浦の川水系における植生



・浦の川源・上流域：
コナラ・サクラ類を中心とした雑木林が見られる（写真は川沿いのシダ群生）



・浦の川中流域：
湿地を好むハンノキが多く見られる（写真は淡水湿地の様子）



・河口と塩水湿地：
アイアシ等の群生が見られる



・干潟部より湾を望む

○小網代の森に棲む生きもの



写真

左上：アカテガニ 右上：アカテガニの放仔の様子
左下：オオタカ 右下：カワセミ

B. 住民の健全な心身の保持及び増進への寄与度

(1) 自然ふれあい拠点としての機能

四季を通して鳥類・昆虫類・甲虫類等の動物や森・湿地・干潟の植物等の数多くの生き物が観察できるなど、自然ふれあい拠点としての基盤を備えている。

また、変化に富んだリアス式の海岸景観と、良好な景観を提供している。

○自然観察活動等の実態

自然保護関係の団体・NPO が主催し一年を通じてアカテガニの放仔観察会をはじめとして多くの自然観察会などが行われ、多くの一般の方が参加している。また、児童生徒の総合学習の時間に行う環境教育の場としても活用されている。



自然観察会の様子



手前に小網代の森を形成する谷と、奥に相模湾が眺望できる雄大な景観

(2) 地域住民等の環境保全活動を背景とした秩序ある自然観察活動等の状況

○環境保全活動について

・自主的な取組

自然保護関係団体の主催による自然観察会にあわせて、干潟の清掃活動なども行われ小網代の森の自然環境の維持がとめられている。



干潟の清掃活動の様子

・自治体との協働状況

小網代の森で活動する自然保護関係の団体が連携した小網代野外活動調整会議と神奈川県との協働事業により、花パトロール、カニパトロール、道パトロール、アカテガニ生息環境創出のためのビオトープ整備を実施



* 花パトロール :

平成 16 年 4 月から 5 月の毎週日曜日に小網代の森中央の谷において植物開花調査、観察路安全点検整備を実施



* カニパトロール :

平成 16 年 7 月から 8 月の大潮及び週末に、アカテガニ放仔観察者への観察案内、カニと人との安全の確保、地域住民への迷惑回避のためパトロールを実施



*** 道パトロール :**

平成 16 年 10 月から平成 17 年 3 月の隔週日曜日に、小網代の森の里道の巡回と整備、自然情報・安全情報の収集、かながわトラスト運動への啓発



*** アカテガニ・ビオトープ整備事業 :**

ビオトープの草刈管理、水路管理、アカテガニマウンド管理、後谷戸整備、アライグマの活動に関する調査などを実施

C. 公害若しくは災害の防止機能

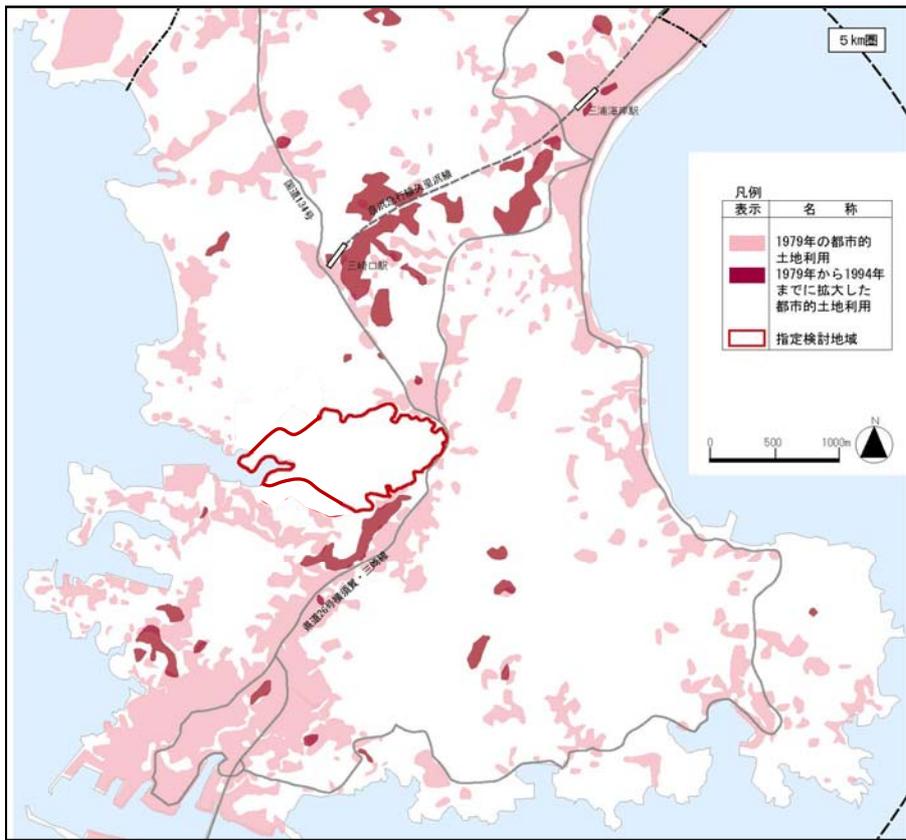
住宅地が丘陵部に隣接している中で、山林を主体とするまとまりのある緑地として浸透能や貯留量などの水環境保全機能が高い当該緑地は、水源かん養、洪水の防止等防災面で大きく寄与している。

また、当該地域は周囲を市街地に囲まれた状態で、良好な自然環境がまとまりを持って残されていることから、微気象調整機能、温暖化防止機能等の都市型公害の防止・緩和に大きく寄与している。

D. 市街化のおそれの度合い

当該地域は三浦市の中心市街地の北約 2km に位置し、近年、市街地方面から当該地域に向けて県道横須賀・三崎線沿いに宅地化等の都市的土地利用への転換が進行してきている。また横須賀市方面からも同様に都市的土地利用の拡大が見られるなど、当該地域周辺部では無秩序な市街化の傾向が見られる。また、過去においては、当該地域内においてもリゾート開発・住宅地開発が計画された経緯もあるなど、市街化区域内の緑地として、当該地域は、地域内外において恒常的に開発圧力が強い地域であり、将来的な市街化のおそれが非常に大きいと言える。

<都市的土地利用の変化>



周辺地域の市街化状況（平成16年3月 国土交通省）



3. 小網代保全区域の区域設定の考え方

(1) 首都圏において貴重な自然環境を有する小網代周辺の緑地

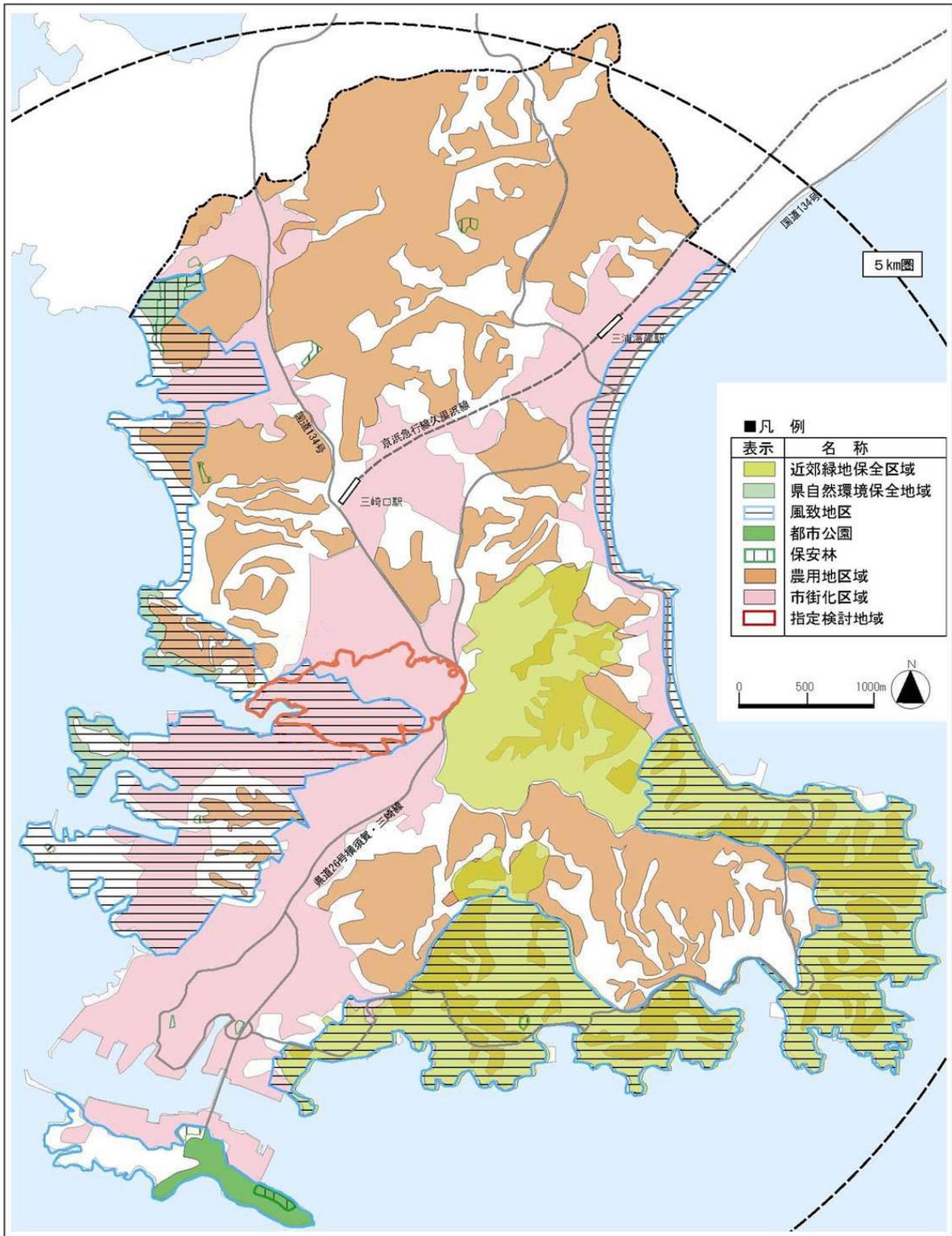
区域設定にあたっては、首都圏再生会議のもとに設置された「自然環境の総点検等に関する協議会」が「保全すべき自然環境」（平成14年7月）のひとつとして抽出・位置づけた三浦半島ゾーンのうち、自然環境保全上重要な拠点となっている小網代周辺の緑地を対象に、以下の事項を踏まえ、保全すべき重要な空間を抽出し、それを保全区域として設定する。

- ・首都圏で唯一、水系を軸に森林、湿地、干潟及び海が自然状態で連続的にまとまり、1つの完結した集水域で生態系を形成している浦の川流域を中心にした、いわゆる「小網代の森」にあつて、この貴重な自然環境上の特徴である集水域全域の保全を図る区域界とする。
- ・市街化の進行状況も考慮に入れ、無秩序な市街化のおそれが大であり、緑地保全の必要性が高い地域を区域の対象として取り上げる。

(2) 区域境界の設定について

また、詳細な境界の設定については以下の事項を踏まえるとともに、保全区域における行為の規制、その他保全区域の維持、保全の適正が確保できるように、可能な限り、河川、道路、字界等、明確な地形地物により保全区域として明瞭に判断できる区域界を設定する。

- ・沿道沿いの既開発区域は、保全区域の目的、行為制限の趣旨等を踏まえ、これを除外する。



指定区域周辺の法規制の適用状況（平成16年3月 国土交通省）